

## 5.6 歴史的・文化的環境

### 5.6.1 現況調査

#### 1) 調査項目

敷地の存在（土地の改変）による歴史的・文化的環境に与える影響について予測及び評価を行うため、以下の項目について調査を行った。

- ・歴史的・文化的資源の状況

#### 2) 調査方法

##### ① 文献調査

歴史的・文化的資源の状況については、事業実施想定区域及びこの周辺地域を調査地域として、沖縄県や宮古島市が発行している既存文献の整理を行った。既存文献の調査内容については、表 5.6.1-1 に示す。

表 5.6.1-1 既存文献調査の内容

文献名	作成時期	調査内容
文化財		
「宮古島市の文化財 －平成 18 年度宮古島市文化財要覧－」, 宮古島市教育委員会, 平成 19 年 3 月	平成 18 年	市の指定文化財
「下地町の文化財 (文化財要覧)」, 下地町教育委員会, 平成 15 年 3 月	平成 14 年	町の指定文化財
「下地町誌 町制四十周年記念版」, 沖縄県下地町役場, 平成元年	平成元年	町の指定文化財
「平成 26 年度版文化財課要覧」, 沖縄県教育庁文化財課, 平成 26 年 11 月	平成 26 年	国・県・市町村指定の文化財一覧
埋蔵文化財		
「沖縄県地図情報システム (県内遺跡地図)」, 沖縄県下地町役場, 平成 27 年 8 月現在	平成 27 年 8 月現在	埋蔵文化財

##### ② 現地調査

現地踏査を行い、歴史的・文化的資源の把握に努めた。この際に確認できた資源については、周辺住民への聞き取りも行った。

表 5.6.1-2 現地調査の調査内容

調査対象	調査日	調査方法
歴史的・文化的資源の状況	平成 27 年 1 月 22 日	現地踏査及び周辺住民への聞き取りにより、場所の確認等を行った。
	7 月 5 日	
	8 月 29 日	

### 3) 調査結果

#### ① 歴史的・文化的環境の状況

##### ■文献調査に基づく状況

事業実施想定区域内及びその周辺地域の歴史的・文化的資源のうち文献調査に基づく状況は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.2 自然的状況 3.2.8 歴史的文化的環境」に示すとおりである。

この結果では、事業実施想定区域内には国・県・市の指定文化財はなく、埋蔵文化財包蔵地の指定もない。

隣接地では、事業実施想定区域の北西側 500mの場所にある「前山御嶽」が宮古島市の文化財に指定されているが、これは「前山御嶽の植物群落」として天然記念物に指定されているものである。

前山御嶽は琉球石灰岩の小高い丘の上に位置し、フクギを中心とする植物群落に囲まれている。このフクギは1500年代に植樹されたものといわれ、直径1mを越す大木も多く、ほかにガジュマルやセンダンの大木も見られる。

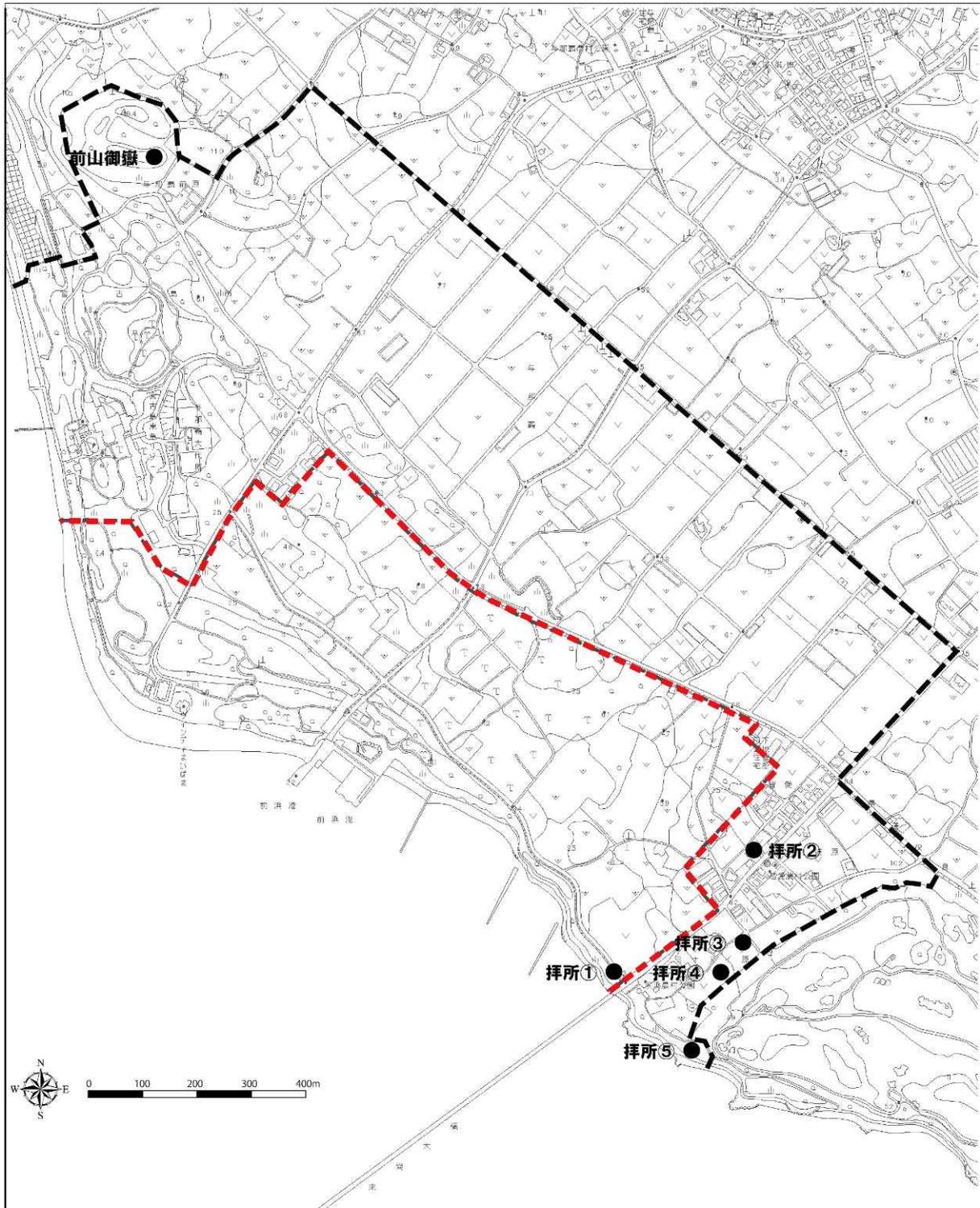
##### ■現地踏査に基づく状況

また周辺住民への聞き取りを含む現地踏査の結果、拝所が1ヵ所確認でき、そのほかに事業実施想定区域外の隣接地に4ヵ所の拝所が確認できた。

これらの拝所の状況は表5.6.1-3に示すとおりである。また、調査地域・予測地域と拝所の位置を図5.6.1-1に示した。

表 5.6.1-3 事業実施想定区域内及び周辺の歴史的・文化的資源の状況

名称	祭神	整備状況	管理や利用の状況
前山御嶽	不明	籠もり屋となるコンクリート造の建物があり、入口には文化財指定の解説板がある。	旧暦の3月、8月、11月に与那覇集落の神子による「七日籠り」という、豊年祈願と厄除けの行事が行われる。
不明(拝所①)	竜宮(海神)	来間大橋のたもとにあり、コンクリート製の香炉台が置かれている。	皆愛集落の住民が年に1回清掃を行い、海事安全の祈願祭を行っている。
不明(拝所②)	不明	入口には鳥居が設けられ、コンクリート造の祠や石製の香炉などが置かれている。	個人(親族)で整備したものであり、清掃は年に1回集落で行っているが、利用している(拝んでいる)のは個人(親族)である。
不明(拝所③)	不明	木の根元に、香炉代わりの石が置かれている。	皆愛集落で年1回の清掃と祈願を行っている。
不明(拝所④)	不明	木の根元に珊瑚の石積みがある。	皆愛集落で年1回の清掃を行っているが、利用は不明(個人有)。
不明(拝所⑤)	竜宮(海神)	(現地を確認出来ず)	皆愛集落の住民が年に1回清掃を行い、海事安全の祈願祭を行っている。



凡例

- 調査地域、予測地域
- 事業実施想定区域
- 歴史的・文化的資源  
(拝所の名称が不明なため、便宜上①から⑤の番号を振っている)

図 5.6.1-1 調査地域・予測地域と歴史的・文化的資源の位置

<各歴史的・文化的資源の写真>



写真 5. 6. 1-1 前山御嶽（外観）



写真 5. 6. 1-2 前山御嶽（内部）



写真 5.6.1-3 拝所①（入口）



写真 5.6.1-4 拝所①（内部）



写真 5. 6. 1-5 拝所②（入口）



写真 5. 6. 1-6 拝所②（内部）



写真 5. 6. 1-7 拝所③ (外観)



写真 5. 6. 1-8 拝所③ (内部)



写真 5. 6. 1-9 拝所④ (外観)



写真 5. 6. 1-10 拝所④ (内部)



写真 5. 6. 1-10 拝所⑤ (位置不明)

## 5.6.2 予測

### 1) 予測項目

予測は、以下に示す事項とした。

- ・歴史的・文化的資源の直接的改変、利用環境の変化

### 2) 予測方法

予測地域は事業実施想定区域及びその周辺地域とし、2章に記載する計画原案であるA案、B案を予測の前提とした。

歴史的・文化的環境の調査結果とA案、B案の重ね合わせにより予測した。

なお、A案、B案は、土地利用のゾーニングのみにとどまり、詳細な造成計画や施設計画は明らかになっておらず、また歴史的・文化的環境の詳細に関して不明な点もあるため、歴史的・文化的環境が改変される範囲が変動したり、新たな歴史的・文化的環境が発見されることによる、予測の不確実性が残る。

### 3) 予測結果

歴史的・文化的資源の直接的改変、利用環境の変化は、表 5.6.2-1 に示すとおりである。事業実施想定区域内に分布する拝所 1 ヶ所（拝所①）については、当該地はA案、B案とも「海辺の森保全・活用ゾーン」に含まれ、ここは大規模な改変は行わない、保全を基調とした土地利用がなされる場所であるため、周辺部も含めて保存されると予測される。

事業実施想定区域周辺に分布する前山御嶽ほか 3 ヶ所の拝所も、事業の直接的な影響は無く、その周辺での公園利用に伴う利用環境の変化も少ないと予測される。

表 5.6.2-1 歴史的・文化的資源の直接的改変、利用環境の変化

歴史的・文化的資源の名称	A案	B案
前山御嶽	事業実施想定区域から直線距離で 600m以上離れ、事業の影響はない。	事業実施想定区域から直線距離で 600m以上離れ、事業の影響はない。
拝所①（名称不明）	「海辺の森保全・活用ゾーン」に含まれ、ここは保全を基調とした土地利用が行われるため、周辺環境も含めて保全される。	「海辺の森保全・活用ゾーン」に含まれ、ここは保全を基調とした土地利用が行われるため、周辺環境も含めて保全される。
拝所②（名称不明）	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。
拝所③（名称不明）	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。
拝所④（名称不明）	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。
拝所⑤（名称不明）	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。

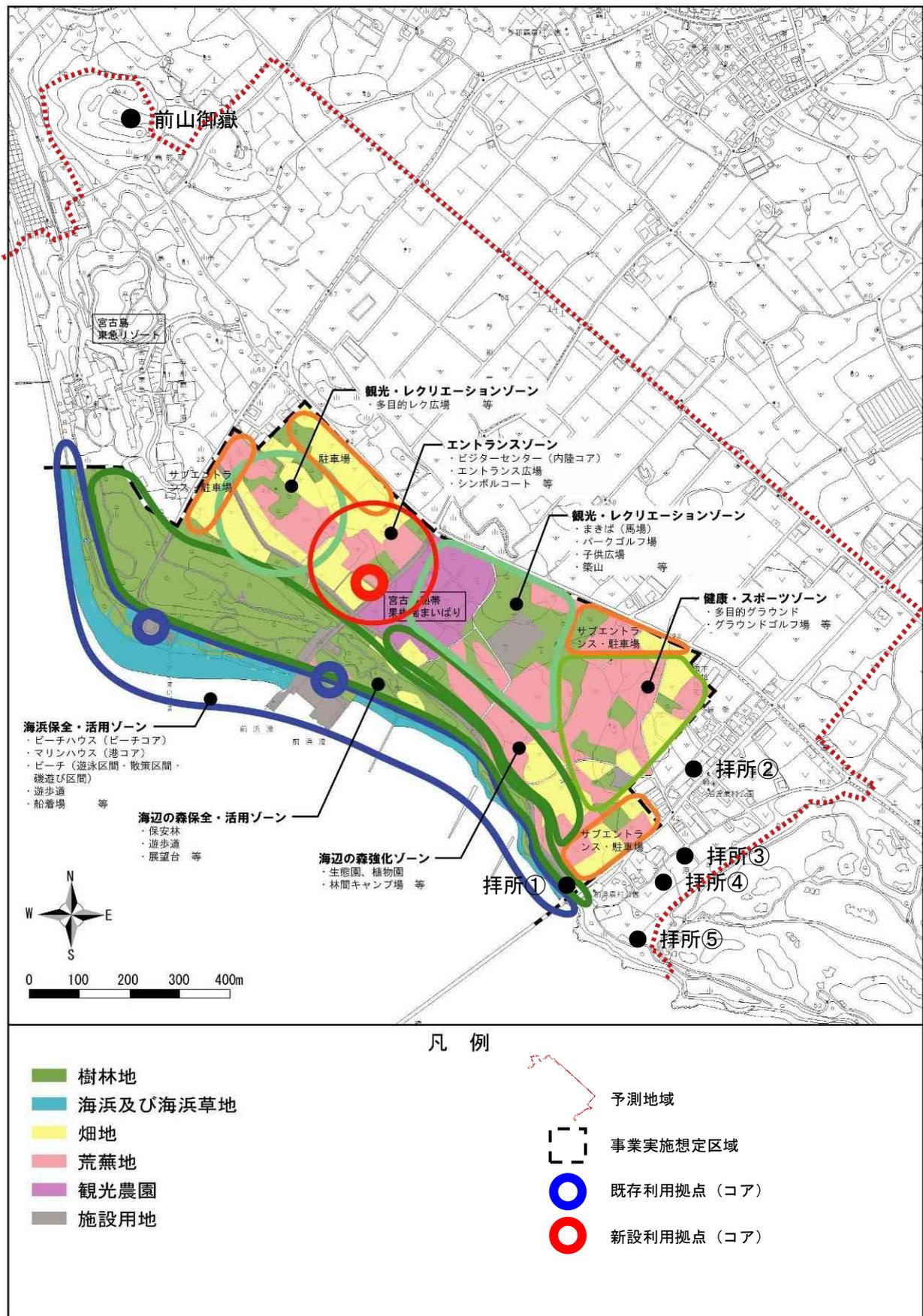


図 5.6.2-1 歴史的・文化的資源の分布とA案との重ね合わせ



## 5.6.3 評価

### 1) 評価方法

各案の選定事項について環境影響の程度を整理し、A案とB案の予測結果を比較し、環境影響の回避又は低減等について評価した。

併せて、沖縄県や宮古島市が策定している関連計画の目標等との整合性を検討した。

### 2) 影響の比較・検討

#### ①歴史的・文化的環境への影響の比較

歴史的・文化的環境への影響の比較は、表 5.6.3-1 に示すとおりである。

歴史的・文化的環境への影響については、A案、B案とも差はない。

事業実施に伴う影響は、A案、B案とも少なく、影響はほとんど回避できると評価される。

表 5.6.3-1 歴史的・文化的環境への影響の比較

名称	A案	B案
前山御嶽	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
拝所①（名称不明）	○	○
	「海辺の森保全・活用ゾーン」にあり、周辺環境とともに保全されるため、事業の影響は少ない。	「海辺の森保全・活用ゾーン」にあり、周辺環境とともに保全されるため、事業の影響は少ない。
拝所②（名称不明）	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
拝所③（名称不明）	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
拝所④（名称不明）	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
拝所⑤（名称不明）	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
総合比較	△	△
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両案に差はない。</li> <li>・唯一、事業実施想定区域内にある拝所①は両案ともに「海辺の森保全・活用ゾーン」内に含まれ、保全が図られる。</li> </ul>	

#### ② 環境配慮の方向性

- ・歴史的・文化的環境に対しては、文化財保護法ならびに宮古島市文化財保護条例を踏まえて適切に保存・活用を図る。
- ・御嶽、拝所については、バッファーとなっている周囲の森（木立）の保全を図り、必要に応じて修景等も検討する。
- ・地域の信仰の場でもあることに留意し、その妨げとならないような、適切な利用環境を整える。

### 3) 目標等との整合性の検討

沖縄県では、残された自然環境を保全しつつ、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやさらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向けて、第2次沖縄県環境基本計画（沖縄県、平成25年）を策定し、自然環境の保全全般を網羅する環境配慮事項を示している。

また、宮古島市では、第1次宮古島市総合計画（宮古島市、平成20年）を策定し、島づくりの目標のひとつに『個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島』を掲げ、その実現のための方策を示している。

表 5.6.3-2 歴史的・文化的環境に係る関連計画の目標等

<p><b>【第2次沖縄県環境基本計画（沖縄県、平成25年）】（関連箇所を抜粋）</b></p> <p>圏域別配慮指針</p> <p>4-4 宮古圏域の環境配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開発等に当たっては、島の環境特性を踏まえ、自然環境の保全に十分配慮する。</li><li>・ 観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量（キャリングキャパシティ）を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取り組みに努める。</li></ul>
<p><b>【第1次宮古島市総合計画（宮古島市、平成20年）】（関連箇所を抜粋）</b></p> <p>島づくりの基本目標</p> <p>3 個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島</p> <p>4) 芸術文化の振興と文化財の保護、活用の推進</p> <p>文化活動への市民参加を促進し、関係団体の育成や連携強化に努めるとともに、優れた芸術文化の鑑賞機会を拡充し、情操の育成と創造性豊かな市民の芸術文化活動の活性化を図ります。</p> <p>貴重な文化遺産の保存・継承に努めるとともに、文化財の保護啓発と伝統的技術等の伝承に努めます。</p>

本事業では、事業実施想定区域内に指定文化財は無く、1ヵ所ある拝所も、A案、B案ともに保全を基調とした土地利用が計画されている場所にあり、文化財の保護には抵触しないと考えられる。

また、都市公園の役割のひとつに歴史・文化資源を活用し、地域のコミュニティの醸成や地域振興を図ることがある。この場合の歴史・文化資源は、モノ以外、例えば伝統芸能や伝統工芸・産業、行事や習俗から食生活まで幅広くとらえられる。

事業計画（公園計画）においては、宮古島全般に残るこのような要素を活用したイベントや利用プログラムの提供も積極的に行われることになり、表 5.6.3-2 に示す歴史的・文化的環境に係る関連計画の目標等との整合は図られていると評価する。